

春日市 住宅確保給付金のご案内

一定期間（原則3ヵ月）、家賃相当額（上限あり）を春日市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込み支給します。

（給付には審査があります。）

住居確保給付金（離職・廃業・休業による減収等）

◆離職、廃業又は休業等での収入減収により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失う恐れがある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。

4月20日から対象者が拡大され、4月30日から給付要件が緩和されました。当面の間、ハローワークの就業相談や就労面談、求人面接を受けることが必須ではなくなりましたが、月に1度書面で、くらしサポート「よりそい」に求職活動状況報告書を提出することは必要です。（メール・FAX・郵送等）

詳しくは、春日市のホームページ（5月11日更新）をご覧ください。

【検索方法】

春日市トップページ <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

（子育て・健康・福祉→健康づくり→健康に関する情報・啓発→）

- ➔ [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
- ➔ [支援情報](#)
- ➔ [住居確保給付金の支給対象拡大](#)
- ➔ 住居確保給付金のご案内（PDF）と申請に必要な書類について（1）～（8）を確認してください。

様式のダウンロード・プリントができない方は、市役所本庁（パソコンストド）、春日市社会福祉センター1階窓口に置いています。

お問い合わせ先・申請書郵送先

〒816-0851

春日市昇町3丁目101番地

春日市社会福祉センター1階

生活困窮者自立相談支援窓口 **くらしサポート「よりそい」**

電話 **092-515-2098**

※ 来所でのご相談は、必ず事前の電話連絡をお願いします。

受付時間 平日 9～17時（土・日曜は要相談）

実施主体：春日市

じゅうきょかくほきゅうふきん

1 住居確保給付金とは

りしよく、はいぎょうまた きゅうぎょうとう しゅうにゆうげんしゅう けいざいてき こんきゅう じゅうたく うしな かた じゅうたく うしな おそ かた たい
離職、廃業又は休業等での収入減収により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失う恐れのある方に対
やちんそうとうぶん きゅうふきん しきゅう じゅうたく かくほ しゅうしよく む しえん おこな
し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。

たいしょうしゃ がいよう

2 対象者（概要）

つぎ すべ がいとう かた。

次の1)から8)の全てに該当する方。

- 1) 住宅を失った、または失うおそれがある。
- 2) 離職、廃業の日から2年以内、又は、休業等により収入が減収し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- 3) 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- 4) ハローワークに求職申込を行い、求職活動を行う、または行っている。
※4/30より当面の間 求職申込み不要
- 5) 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である。(※1)
- 6) 申請者の世帯の金融資産(預貯金及び現金)の合計が、一定額以下である。(※2)
- 7) 職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。
- 8) 申請者及びその世帯員が暴力団員ではない。

せたいぜんいん しゅうにゆうごうけい きんゆうしきん よちよきんおよ げんきん ごうけい した ひょう したまわ

世帯全員の収入合計と金融資産(預貯金及び現金)の合計が下の表を下回っている。

世帯人数	(※1) 収入基準額(上限額)	(※2) 金融資産
1人世帯	113,000円	486,000円以下
2人世帯	161,000円	738,000円以下
3人世帯	198,100円	942,000円以下
4人世帯	235,100円	1,000,000円以下
5人世帯	273,100円	

しきゅうほうほう・しきゅうがく

3 支給方法・支給額

1. 支給方法 春日市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。
2. 支給額 家賃相当額(次の表の額を上限とする。)

世帯人数	上限額
1人世帯	32,000円
2人世帯	38,000円
3人～5人世帯	41,100円

けいさんほうほう やちんがく しゅうにゅう きじゅんがく しきゅうがく
■計算方法 家賃額 - (収入 - 基準額) = 支給額

せたいにんずう 世帯人数	きじゅんがく 基準額	せたいにんずう 世帯人数	きじゅんがく 基準額
ひとりせたい 1人世帯	81,000円	にんせたい 4人世帯	194,000円
ふたりせたい 2人世帯	123,000円	にんせたい 5人世帯	232,000円
にんせたい 3人世帯	157,000円	6人以上の世帯についてはお問い合わせください	

きじゅんがく ていぎ
 ※基準額の定義について
 かくじちたい そうだんまどぐち
 は各自治体の相談窓口
 とい あわ
 お問合 せ ください。

れい ひとりせたい やちんがく えん しゅうにゅう えん ばあい
 例1) 1人世帯で家賃額が36,000円、収入が100,000円の場合
 $36,000円 - (100,000円 - 81,000円) = 17,000円$ **支給額は17,000円**

れい ひとりせたい やちんがく えん しゅうにゅう えん ばあい
 例2) 1人世帯で家賃額が55,000円、収入が100,000円の場合
 $55,000円 - (100,000円 - 81,000円) = 36,000円$ **支給額は32,000円(上限額)**

しきゅうきかん
4 支給期間

げんそく かげつ いったい じょうけん み さいだい かげつ じゅきゅう
 原則3カ月(一定の条件を満たせば、最大9カ月まで受給できます。)

しきゅうきかんちゅう きゅうしょくかつどう
5 支給期間中の求職活動

しきゅうきかんちゅう げんそく か き およ さくせい もと きゅうしょくかつどう
 支給期間中は、原則として下記1)~3)及び、くらしサポート「よりそい」の作成する**プラン**(※)に基づいた求職活動を行うことが必要です。※手続き迅速化のため、4/30より当面の間プランの作成は不要

- 1) 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること ※4/30より当面の間相談不要
- 2) 毎月4回以上、くらしサポート「よりそい」での就労に関する面談を受けること ※4/30より当面の間、月に1度書面をメール・FAX・郵送等で確認する
- 3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること ※4/30より当面の間必須ではない

* 離職又は廃業していない方は、1)及び3)については要件ではありませんが、転職や副業を視野に入れた職業相談を行うことが必要です。

た
6 その他

- 申請から1ヶ月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下されます。
- 住宅確保に必要な敷金や当面の生活費等は、社会福祉協議会が実施する貸付事業の活用も可能です。(住居確保給付金とは利用するための要件が異なります。)
- 虚偽の申請等により給付金を不適正に受給した場合、給付金を返還していただきます。

といあわ しんせいさき
7 問合せ・申請先

せいかつこんきゅうしゃじりつそだんしえんまどぐち
生活困窮者自立相談支援窓口くらしサポート「よりそい」

かすがしのぼりまち ちょうめ ばんち かすがししゃかいふくし かい
 春日市昇町3丁目101番地、春日市社会福祉センター1階
 でんわ

電話:092-515-2098 FAX:092-581-7258

うけつけじかん げつようび きんようび ごぜん じ ぶん ごごじ
 受付時間:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

しゅくじつ・ねんまつねんし のぞ どのう・にちよう ようそだん
 (祝日・年末年始を除く)※土曜・日曜は要相談

